

令和6年稲敷市農業委員会第2回総会

〔2月13日〕

- 
- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）  
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）  
日程 4 報告第3号 農地法第18条（通知）  
日程 5 議案第1号 農地法第3条（委員会）  
日程 6 議案第2号 農地法第4条（知事）  
日程 7 議案第3号 農地法第5条（知事）  
日程 8 議案第4号 現況証明（農委処分）  
日程 9 議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）  
日程10 議案第6号 農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】  
日程11 議案第7号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項  
（農用地利用配分計画の公告）  
日程12 議案第8号 租税特別措置法適格者証明
- 

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 報告第3号  
日程 5 議案第1号  
日程 6 議案第2号  
日程 7 議案第3号  
日程 8 議案第4号  
日程 9 議案第5号  
日程10 議案第6号  
日程11 議案第7号  
日程12 議案第8号
- 

出席委員

1番	墳本典勇君	11番	山下恭一君
2番	山口幸一君	12番	野口克行君
4番	遠藤一行君	13番	山口和彦君
5番	村山文雄君	14番	篠崎惣壽君

6番	木内昌秀君	16番	高須一郎君
7番	吉田武君	17番	篠崎文夫君
8番	内田和新君	18番	川島昇君
9番	宮本信夫君	19番	根本脩君
10番	黒田和夫君		

#### 欠席委員

3番 横田悌次君

#### 出席説明員

農業委員会事務局長	中島臣哉君
農業委員会事務局長補佐	森田勝君
農業委員会事務局係長	宮本祐司君
農業委員会事務局主査	平沢心平君

#### 午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和6年2月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は17名です。欠席委員は、3番横田悌次委員の1名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん10名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

#### 日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は5番村山文雄委員、6番木内昌秀委員の両名を指名いたします。

#### 日程2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」について報告いたします。議案書1ページをお開き願います。

農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届け出3件でございます。申請番号1番 田1筆8, 723㎡、申請番号2番 田6筆14, 021㎡、申請番号3番 田9筆8, 387㎡になります。いずれも、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

---

### 日程3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書3ページから15ページまでの18件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。申請番号18番の方は、農業委員会によるあっせん等の希望をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

---

### 日程4 報告第3号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第3号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書16ページから21ページまでの7件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号1番から3番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号4番から7番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承

認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

---

#### 日程5 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。なお、申請番号16番、17番につきましては、関連する案件がありますので、議案第3号で一括して審議いたします。申請番号1番から15番について、事務局の説明をお願いします。

平沢主査。

○農業委員会事務局主査（平沢心平君） 22ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」

申請番号1番から15番でございます。売買による所有権移転件9件、贈与による所有権移転1件、賃借権の設定5件でございます。

申請番号1番 下太田字外中郷、田3筆、1,771㎡についてでございますが、受人が耕作地を取得するために買い受けるものでございます。

申請番号2番 飯出字飯出、田1筆、873㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号3番 椎塚字枯サクラ、畑1筆、655.87㎡、申請番号4番 椎塚字枯サクラ、畑1筆、751.88㎡、申請番号5番 椎塚字枯サクラ、畑1筆、697.87㎡、申請番号6番 柏木字無道、畑1筆、1,278.8㎡、申請番号7番 柏木字無道、畑1筆、1,427.77㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため、解除条件付きで賃借権の設定をするものでございます。

申請番号8番 桑山字境町、田2筆、5,897㎡、申請番号9番 東大沼字堂前、畑1筆、680㎡についてでございますが、それぞれ受人が農業経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号10番 大島字中蒲、田1筆、1,575㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため買い受けるものでございます。なお、潮来市農業委員会発行の耕作証明書が添付されております。

申請番号11番 四ツ谷字中割、他2地区、田7筆、13,131㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号12番 柴崎字大小、田2筆、3,953㎡、申請番号13番 柴崎字砂子、田1筆、2,336㎡、申請番号14番 江戸崎字中田、田1筆、4,506㎡、申請番号15番 東大沼字小沼、田1筆、5,000㎡についてでございますが農地中間管理機構が行う特例事業により、それぞれ受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号申請番号1番から15番までの説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。申請番号1番について、報告いたします。

2月7日に荒井推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。刈り取りは委託です。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○12番（野口克行君） 12番野口です。申請番号2番について、報告いたします。

2月8日に渡辺推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具は、トラクター1台、田植機1台をリースしております。農作業従事日数は160日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号3番から8番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。申請番号3番から8番について、報告いたします。

2月8日に木村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にサツマイモを栽培している認定農業者であります。受人の農地所有適格法人の要件は満たしております。農機具の所有状況は、トラクター2台、耕運機1台、軽トラック3台を所有しております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号9番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○13番（山口和彦君） 13番山口です。申請番号9番について、報告いたします。

2月6日に中沢推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台、軽トラック2台を所有しております。農作業従事日数は250日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。申請番号10番、11番について、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。申請番号10番について、報告いたします。

2月8日に平山推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、コンボ1台を所有しております。農作業従事日数は250日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

続きまして、申請番号11番について、報告いたします。

2月2日に高城推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。受人の農地所有適格法人の要件は満たしております。農機具の所有状況は、トラクター8台、田植機1台、コンバイン3台、乾燥機4台を所有しております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

申請番号12番から15番につきましては、茨城県農林振興公社の農地中間管理事業による特例事業の売買のため、調査報告は省略いたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」申請番号1番から15番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程6 議案第2号 農地法第4条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第4条（知事）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 27ページをお開き願います。

申請番号1番 桑山字浦向外1地区、田14筆、31, 242. 42㎡についてですが、申請地は、土地改良区域で農用地区域内の農地となります。申請者が申請地においてイチゴ栽培をする計画であります。現在の土地状況ですと、低地である為、雨水等の影響により水が溜まってしまうなど、耕作に支障をきたす状況であり、栽培に適した農地に改善したく、農地改良工事期間として、令和6年8月31日までの申請に及んだものでございます。申請内容につきましては、盛土の土量が11, 600. 5㎡の計画で、茨城県に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づく事前協議も終了するなど、他法令とも協議がされております。なお、申請地が農用地区域内ではありますが、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められるものであって、かつ、農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に該当いたします。これで、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。申請番号1番について、去る8日、内田委員および推進委員の木村委員、中沢委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果、農地改

良するための土の搬入に伴う一時的な転用であり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第4条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程7 議案第3号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。申請番号20番、21番につきましては、のちほど一括で審議いたしますので、申請番号1番から19番について事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 28ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 上君山字和田台、畑2筆、676㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、580ワットパネル128枚設置。

申請番号2番 上君山字東前、畑1筆、2,727㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、580ワットパネル180枚設置。

申請番号3番 高田字前原、畑1筆、1,200㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、580ワットパネル180枚設置。

申請番号4番 椎塚字原畑、畑1筆、1,974㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、580ワットパネル180枚設置。

申請番号5番 伊佐津字内原、畑1筆、1,884㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、575ワットパネル172枚設置。

申請番号6番 柴崎字寺地、畑1筆、1,174㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、550ワットパネル186枚設置。

申請番号7番 柴崎字一盃城、田3筆、1,010㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、550ワットパネル162枚設置。

申請番号8番 柴崎字四反田、田6筆、畑2筆、2,902㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、550ワットパネル186枚設置。

申請番号9番 時崎字赤羽根、畑2筆、1,610㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、580ワットパネル180枚設置。

申請番号10番 蒲ヶ山字水砂、畑1筆、1,734㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、580ワットパネル180枚設置。なお、申請番号1番から10番については、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、小売電気事業者との売電契約等を了しております。

申請番号11番 江戸崎字原、畑1筆、496㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、現在3世帯同居をしておりますが、家族が多く手狭であることから自己住宅を建築するものでございます。事業計画は、木造2階建て、66.24㎡の自己住宅を建築し、取水は水道、汚水・雑排水は浄化槽処理後排水路へ放流する計画です。

申請番号12番 神宮寺字揃内、畑1筆、765㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、580ワットパネル168枚設置。

申請番号13番 神宮寺字馬場、畑3筆、989㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、580ワットパネル176枚設置。

申請番号14番 神宮寺字馬場、畑2筆、922㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、580ワットパネル144枚設置。

申請番号15番 神宮寺字馬場、畑1筆、1,356㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、580ワットパネル180枚設置。

申請番号16番 神宮寺字大道、畑2筆、1,079㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、580ワットパネル180枚設置。

申請番号17番 神宮寺字馬場、畑3筆、1,312.79㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、580ワットパネル180枚設置。

申請番号18番 神宮寺字揃内、畑1筆、1,795㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、580ワットパネル180枚設置。非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、小売電気事業者との売電契約等を了しております。

申請番号19番 阿波崎字宮原、畑1筆、287㎡についてですが、申請地は、非線引き区域で周囲を宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、現在、両親と同居しておりますが、手狭であるため新たに申請地に自己住宅を建築するものでございます。事業計画は、木造平屋建て1棟、89.43㎡を建築し、取水は水道、汚水・雑排水は、下水道へ放流する計画です。これで、議案第3号申請番号1番から19番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○1番（墳本典勇君） 1番墳本です。申請番号1番、2番について、去る8日、村山委員、岡野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、



問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。申請番号3番、4番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。申請番号3番、4番について、去る8日、木村推進委員、藤巻推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。申請番号5番から8番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○4番（遠藤一行君） 4番遠藤です。申請番号5番から8番について、去る8日、海老原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。申請番号9番から11番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。申請番号9番から11番について、去る8日、推進委員の木野内委員および古渡委員、清原委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、申請番号9番、10番は太陽光発電施設用地として、申請番号11番は自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。申請番号12番から18番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉田 武君） 7番吉田です。申請番号12番から18番について、去る8日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。申請番号19番について、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。申請番号19番について、去る8日、黒田推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから

報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議  
お願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。  
質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「農地法第5条（知事）」申請番号1番から19番を採決いたします。本案は、  
申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたし  
ました。

---

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号申請番号16番、17番、議案第3号申請番号20番、  
21番について、いずれも所在と申請人が同一の、営農型太陽光発電施設設置の申請でありますので、  
一括議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 25ページをお開き願います。

議案第1号 申請番号16番 椎塚字枯サクラ、畑3筆、970.27㎡、申請番号17番 柏木字  
無堂、畑2筆、1,048㎡についてですが、農地法第3条、営農型太陽光発電施設設置のための地上  
権設定でございます。次に34ページをお開き願います。

議案第3号 申請番号20番 椎塚字枯サクラ、畑3筆、0.38㎡、市街化調整区域、土地改良区  
域外で農用区域内の農地となります。申請番号21番 柏木字無堂、畑2筆、0.43㎡、非線引き  
区域、土地改良区域外で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしま  
した。いずれも、申請人が営農型太陽光発電施設用地としてパネル設置のための支柱部分等を一時転用  
するものでございます。申請番号20番は580ワットパネルを170枚、申請番号21番は580ワ  
ットパネルを180枚設置し、下部農地でサツマイモを栽培する計画で経済産業省の事業計画認定等の  
協議も了しております。以上、議案第1号、申請番号16番、17番及び議案第3号、申請番号20番、  
21番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたし  
ます。議案第1号申請番号16番と議案第3号申請番号20番について、篠崎惣壽委員より報告をお願  
いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。議案第1号、申請番号16番および議案第3号、申請番号  
20番の営農型太陽光発電について、去る8日、藤巻推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審  
査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、  
周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。  
以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。  
よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。議案第1号申請番号17番と議案第3号申請番号21番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○12番（野口克行君） 12番野口です。議案第1号、申請番号17番および議案第3号、申請番号21番の営農型太陽光発電について、去る8日、永野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号申請番号16番、17番、議案第3号申請番号20番、21番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程8 議案第4号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 36ページをお開き願います。

議案第4号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付5件でございます。

申請番号1番 上君山字栗山、畑1筆、2, 213㎡、申請番号2番 上君山字大塚、畑1筆、1, 893㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号3番 信太古渡字下宿、畑1筆、490㎡についてですが、平成元年頃より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号4番 江戸崎字狸崎、畑1筆、201㎡についてですが、平成15年より宅地として利用されており、固定資産税評価証明書と始末書が添付された申請になります。

申請番号5番 沼田字鍛冶や坪、畑1筆、723㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、埴本委員より報告をお願いいたします。

○1番（墳本典勇君） 1番墳本です。申請番号1番、2番について、去る8日、村山委員と推進委員の岡野委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○9番（宮本信夫君） 9番宮本です。申請番号3番について、去る8日、山下委員と推進委員の坂本委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、平成元年より宅地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番、5番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。申請番号4番、5番について、去る8日、墳本委員と推進委員の清原委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、申請番号4番については、平成15年より宅地として利用しており、固定資産評価証明書と合わせて確認をしました。申請番号5番については、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であることから、非農地と判断します。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程9 議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 38ページをお開き願います。

議案第5号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるところでございます。

新規設定が、13件、28筆、58,690㎡、再設定が、22件、81筆、192,653㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### 日程10 議案第6号 農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号「農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 59ページをお開き願います。

議案第6号「農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるところでございます。

今回は、6件、23筆、40,916㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### 日程11 議案第7号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第7号「【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 63ページをお開き願います。

議案第7号【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

再転貸が6件、15筆、17、261㎡の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第7号「【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

## 日程12 議案第8号 租税特別措置法適格者証明

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第8号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

平沢主査。

○農業委員会事務局長補佐（平沢心平君） 68ページをお開き願います。

議案第8号「租税特別措置法適格者証明」の交付についてでございます。

農地等の贈与税猶予制度について「租税特別措置法第70条の4」でございます。この制度は、納税猶予を受けている農地等の譲渡、貸与、又は耕作されていないなどの場合は猶予されている納税額を納付することになります。これにつきましては3年ごとに継続届出を税務署に提出するものでございますが、その添付書類で農業委員会から発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」が必要となります。令和5年12月31日現在の、納税猶予制度の適用者は5名で、今回証明書を提出する適用者は2名でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第8号「租税特別措置法適格者証明」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和6年2月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後3時10分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

5 番 委 員 村 山 文 雄

6 番 委 員 木 内 昌 秀